

柏原市新規出店促進事業者補助金募集要項

1 事業目的

この事業は、市内の空き店舗又は空き家を活用し、当該年度中に新規出店を行った者に対し、店舗改装費の一部を補助することにより、空き店舗又は空き家を減らし、地域商業の活性化及び商工業の振興を図ることを目的とします。

2 申請期間及び受付場所

申請期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

9：00～17：00 ※土、日、祝祭日を除く。

受付場所：柏原市 市民部 産業振興課

柏原市安堂町1番55号 柏原市役所3階（34番窓口）

3 補助内容

（1）補助対象

柏原市内の商業活動を休止している空き店舗又は空き家で、自ら探してきた賃貸物件に係る店舗改装費の一部を補助する。対象経費等については、別表に定める。

なお、空き店舗又は空き家が自己所有の物件については、対象外とする。

別表

区分	対象経費	（補助対象とならない経費）
店舗改装費	内装工事費、外装工事費、給排水工事、電気工事等（※1）に係る経費	・直接事業の用途に付さない部分に係る経費 ・当該店舗と一体的ではない什器及び備品の購入に係る経費 ・親族等が所有する物件に対する改装費

※1・・・店舗改装費の判断基準については、別に定める。

（2）補助金額

店舗改装費の補助金額は補助対象経費の2分の1とする。

※補助金額は、合計10万円を最大とする。

※合計額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※予算の範囲内で交付するものとする。

（3）支援対象者

- ① 柏原市において、空き店舗又は空き家（賃借物件に限る。）を活用し、（４）中の補助対象期間に小売業等の店舗の出店を行った者であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。
- ② 法人に当たっては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ③ 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条の暴力団等でないこと。
- ④ 中小企業者以外のものが営むフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。
- ⑤ 市税を滞納していない者であること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を活動目的としている者でないこと。
- ⑦ 支援の対象が、他の補助金などの対象経費と重複していないこと。
- ⑧ 既に市内において事業を営んでいる者である場合は、当該事業の廃止等をしないこと。
- ⑨ その他市長が不適切と認めた者でないこと。

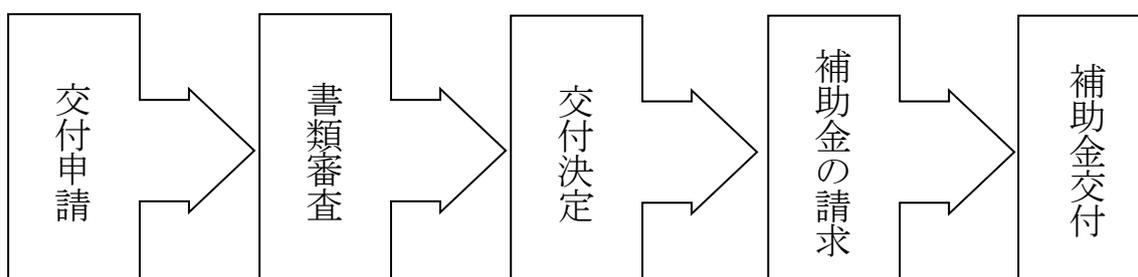
（４）補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 申請条件

- （１）申請した内容に基づき、継続して1年以上事業を行い、積極的かつ継続的に事業を行うよう努めること。
- （２）1週間当たり4日以上程度営業し、かつ一週間の営業時間合計が20時間以上程度であること。
- （３）交付決定を受けた当該年度の翌年分の業務報告を、翌年度の3月末までに行うこと。
※令和6年4月～令和7年3月に交付決定を受けた場合は、令和7年分の確定申告書を令和8年3月末までに提出すること。
- （４）補助対象事業のうち許可、認可、登録等が必要な事業にあつては、その許認可等を取得していること。

5 交付申請から補助金交付までの流れ



6 交付申請

【申請方法】

この募集要項を確認の上、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、柏原市市民部産業振興課へご提出ください。

【申請書類】

- ① 柏原市新規出店促進事業者補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 同意書（様式第3号）
- ④ 事業計画書（様式第4号）
- ⑤ 収支予算書（様式第5号）
- ⑥ 位置図
- ⑦ 賃貸借契約書の写しその他の当該空き店舗又は空き家の使用の権原を確認できる書類
- ⑧ 補助対象経費に係る契約書及び領収書の写し
- ⑨ 改修工事等の内容の分かる図面及び店舗内及び店舗の外観の写真
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

【申請受付・問合せ先】

柏原市 市民部 産業振興課

TEL : 072-972-1554

FAX : 072-971-2530